

各団体代表者 各位



埼玉労働局長



埼玉県最低賃金の改正及び中小企業・小規模事業者に対する
最低賃金引上げ支援策の周知について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本年 8 月 2 3 日の埼玉地方最低賃金審議会の答申を受け、埼玉県最低賃金の「最低賃金額を 1 時間 9 5 6 円（引上げ額 2 8 円）、改正発効日を本年 1 0 月 1 日」とする改正決定（官報公示）の手続きを進めているところです。

つきましては、貴団体で今後発行される広報誌、及びホームページに埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に関する記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、参考までに広報誌の掲載用例文を同封いたしますので、ご掲載いただいた場合は、当局労働基準部賃金室に当該広報誌の郵送又はファックス（048-600-6225）でお知らせくださいますようお願い申し上げます。

また、併せて、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げ支援策「業務改善助成金」についても活用に向けた周知にご協力をお願い申し上げます。

※今回の最低賃金額改定に伴う昇給（例：928 円→956 円）についても、改正発効日の前日（9 月 30 日）までに所定の手続きを行えば、助成金を活用することが可能となります。

業務改善助成金

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業主を支援する助成金です（別添チラシを参照）。

具体的な手続きについては、埼玉労働局ホームページ 特設コーナー
（「業務改善助成金のご案内（解説動画）」で検索）もご活用ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/topics/2021/20210803-01.html

埼玉労働局の担当部署

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2

- ・最低賃金の改正 労働基準部賃金室（電話 048-600-6205）
- ・業務改善助成金 雇用環境・均等室（電話 048-600-6210）